

△座談会▽

江川先生の学風をしのぶ

出席者

高橋 康之
大木 雅夫
山口 俊夫
沢木 敬郎
竹下 守夫

高橋 江川充生がなくなられてから一年半たって、先生のお人柄などについては、いろいろな方がほうぼうに書かれましたし、われわれも「法学周辺」に書いたりしたのですけれども、江川先生の学問上の業績あるいは学風といったものについて、そのあとをたどっていくという仕事はまだ十分やられていないように思います。国際私法関係はじみな分野なものですから、なかなかそういうことが行なわれにくいという事情もあつたと思うのですけれども、われわれ立教大学に籍をおくものとしてぜひやっておかなければならないと思うのです。それからまた、江川先生は国際会議などにしょっちゅうお出になられておりましたし、国内でも法例や著作権法の改正の審議に従事されるなど、いろいろ広い活動をされてお

られました。そういう点もわれわれとしてここであらためて江川先生の業績として評価していきたい、そういうことできようお話ししていただくことになったわけです。主として先生が最も活躍された領域であります国際私法に重点を置いて話を進めていくことになると思いますが、わたくしどうもあまり国際私法の勉強をしていないので、江川先生が国際私法のこういう問題についてこういう立場をとられたなどということについてまったく無知なのです。ですからわたくし司会の役をつとめるのははなはだ不適當だと思つたのですが、事情はおそらく沢木さんを除くほかの方々にも多かれ少なかれ同じだと思つた。そこで、国際私法上の具体的な問題における先生の業績については、いちおう沢木さんにおまかせするこ

とにして、話題を少し広げて、先生の学風とか、あるいはより広く先生の学問に対する態度とか、そういったものもとりに上げていきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

まず、国際私法ですが、江川先生が助手になられた当時の先生は山田三良先生ですね。山田三良先生時代までの国際私法の研究方法とか学界の事情、そういうものから始めましょうか。

国際私法学専攻の動機

沢木 国際私法という分野は法律学のほかの分野に比べて専門の研究者が非常に少なかったという事情がありました、そういう関係から国際私学説史といったようなものを試みることは非常に困難なのです。江川先生の前に日本に国際私法の専門的研究者が何人いたかということを上げれば御理解頂けると思うのですが、三人しかいないわけです。京都大学の跡部定次郎、一橋大学の山口弘一、そして東大の前任者であった山田三良の三先生がそれで、そのほかにも明治の立法期前後にいろいろを書いた人はおりますけれども、大法学で専門の研究者として国際私法講座を担当した先生という

のはその三人しかおられなかったわけですね。その後江川先生のおぼ同期あるいは同年代の人として田中耕太郎、久保岩太郎、西山重和、川上太郎、斎藤武生あるいは実方正雄といったような先生方が輩出して一時期を画したということなのですが、そういう事情ですから、それまでの国際私法学がどう流れてきて、先生の時点ですべてどう展開したかということや学説史的に分析するということは、無理なのであって、むしろ、個々の学者の評価しかできないのではないかと思うのです。

竹下 それに関連してお聞きしたいのですが、今お話のあったように専門の研究者としては当時三人の先生しか関心を持ってやっておられなかった国際私法に江川先生が入っていかれた動機というか、そういうのはどの辺にあったと考えられるのでしょうか。

沢木 私、先生にそういうことを伺ったこともありませんが、大木先生いかがですか。

大木 その点一つ考えられることは、山田、山口、跡部諸先生の時期、これはおそらく法例の制定期ですね。それでそのあとこれをどう実地に運用していくかという時期がくるわけですが、先生の活躍された時期は、この立法から解釈と適用へという時期に当たるのではないのでしょうか。これでは竹

下さんの質問に答えたことにはならないかもしれないけれども、そういう点でひとつ新しい分野を開拓していこうという気持ちがおそらくおありになったのではないだろうか。それから、有名な御家系についても言うところ江川先生にしろれますけれども、外国事情に対する関心というのは普通の人に比べて伝統的に非常に強かったのではないかと思うのです。

竹下 それは考えられますね。国際私法に入られる周辺の事情としては、江川先生のお宅では伝統的に外国文化に対する関心というものが強かったであろうということは考えられますね。国際私法という学問分野の内部の問題としては、立法の段階を過ぎて適用の段階に入って、その適用のために生ずるであろうような色々な解釈問題をあらかじめ学問的に解明しておく専門的研究者に対する需要があつて、江川先生はそれにこたえようとされたということでしょうね。

山口 個人的な関係では、姻戚関係にあられた山田三良先生が江川先生に国際私法の領域で仕事をなさることを非常に強くすすめられたらうという事は、これは確かなのではないのでしょうか。

大木 それと同時に、あの時代を考えてみますと、大正十

四年の御卒業ですから、第一次大戦後平和がともかくも回復して国際的な交流が活発になってきましたので、そういう問題をどうしてもやらなければならなかったという客観的な情勢があつたのではないだろうかという気もしますね。

山口 それはあつたと思いますね。それからまた、研究分野の選択という観点からしても、大きな戦争のあとで国際関係の復活にもなつて、これは第二次大戦後にも見られたわけですけども、国際的な学問、比較法とか国際公法とか国際私法といった領域が、これから国際的な視野に立つて大いに学問をしようとする若い研究者の気持ちをとくに強くひきつけるものがあつたのではないか、といったことも想像できる。

大木 そうして新しい国際的な学問が大きな将来性をもつて発展しようという空気が一時的にもせよ一般的な空気としてあつたのですね。

理論的研究と実践的活動

竹下 ところで、江川先生が国際私法の研究に入られた動機はいろいろ揣摩憶測したわけだけでも、先生が一番初めに関心をもたれたテーマというのは何なのか。

沢木 法学周辺十号巻末の先生の業績表にのせられている論文の中に昭和二年というのが二つありますね。論文のところの二番目の「衝突法規と私法との関係に対する卑見」〔法学協会雑誌四五巻一号〕それから一つおいて「国際私法に於ける法律関係の性質決定」〔国際法外交雑誌二六巻五号〕、この二つが先生の最初の論文でしょうね。ちょうど助手の任期を終わって助教授になられたころでしょうね。江川先生の業績評価ということとの関係で申し上げておきたいのですけれども、終戦以前に江川先生が果たされた国際私法上の業績というのは、むしろ理論的な面なのです。

国際私法の基本的な諸問題をきわめて理論的な観点から研究していったという論文であって、戦前の幾つかの論文には江川先生によって初めて自覚されたといったような問題、あるいは外国で議論されていたのが初めて紹介されたというものが非常に多いのです。そういうことと、終戦後になっていわゆる進駐軍が来る、朝鮮人、台湾人は外国人になる、国際貿易は盛んになるというようなことの中で判例が非常にふえてきたという状況の中で、江川先生が実に柔軟に変化しておられるように思うのです。もちろん必ずしも現実的な問題を捉えた論文が多くなったとはいえないでしょう。また従来の

国際私法の理論的体系化という基本的な方法を変えられたというのでもありません。しかし、江川先生の学問的な問題意識が現実の社会で問題になっていること、あるいは判例というようなことに向けられてきたように思うのです。たとえば「外国人と婚姻した日本人の戸籍」〔法曹時報七巻六号〕、こういう問題ですね。戦前は江川先生はこういうような問題意識を持たなかったと思うのです。

竹下 戦前は日本でまだまだそういう渉外的な法律関係は少なかった。それでどうしても理論的な問題が主になったのに対して、戦後は現実にはこういう問題が起こってきているのですから、戦前つちかかってこられたその一般理論をいまや応用して、現実起こってくる問題を解決するということになったのでしょね。

大木 少しばかりさっきのことを補足しておきたいのですが、おそらく江川先生の学問的な出発点は、国際連盟の時代にあったでしょう。しかし、すぐ戦争への道がひらかれて来るわけです。そうすると、実際に活躍されるべき面は理論的な面にしか残されていなかったのではないか。同時に一億総火の玉みたいなああいう意識で、排外主義や猛烈なショードビニズムがわきたっている時期でしょう。そうすると、国際生

活というものがほとんど存在していないのではないか。そうすると非常に不幸な時期にこの純理論——いま沢木さんが言われたような純理論的な面に没頭されたということはよくわかりますね。

高橋 その純理論的な問題の処理のしかたですが、江川先生がちょうど学生の時代というのは、末弘先生が「判例民事法」の序文を書かれた。そして、要するに従来の概念法学的な研究方法をもっと実証的な方向に向けるべきだと言われたそういう時期、ちょうど民法でいうと研究方法が変わってきた時代ですね。そういうことが先生に何か影響を及ぼしていますか。

沢木 むしろ全くないというほうが私の感じとしてはぴったりするのです。

大木 ラーベルの影響などはどうでしょうか。

沢木 そのほうが非常に大きいと思うのです。

大木 そういうことになりましたと、元来ラーベル〔Rabel〕は、単なる「法律関係」ではなくて、法律的には組成されていない生活関係から出発して新しい国際私法の理論体系、殊に自主主義的性質決定論を立てたわけですから、それを受けて、江川先生も法律関係の次元から更に生活事実まで進んで

国際私法の理論を立てておられたと思うのです。たとえば国際私法上後見という制度を考える場合に、日本の後見法が満たしている要求を諸外国がどのような仕方ですべて満たしているかというかたちで問題を取扱うラーベルの考え方を先生は取り入れてこられたと思うのです。だから、従来の概念法学的なやり方ではだめだ。そうではなくて、もっと生活の実態に即して国際的な法律関係を規律していこうという考え方が出るのでないでしょうか。

理論の発展——国際精神と比較法

沢木 そのところは国際私法専門の人が集まって江川先生のお話をしているわけではないので、私も少し話題を変えたほうがいいと思うのですが、ごく大ざっぱに言ってしまうと、いわゆる民法、商法というのは実質法なわけですから、そこで扱われる法論理というものは当然正義ということに直結しうる領域なわけです。これに対して国際私法というのは、要するにA国人とB国人が結婚するときA国法によるか、B国法によるかというので、AなりBなりの答えを出しても俗に言う意味でのいわゆる正義ということと直結しないわけです。実質法上の、たとえばこの婚姻を有効に

するか無効にするかというような判断とは違うわけです。だから概念法学だとか生ける法だとかという議論が実質法の世界で出てきたといっても、いわゆる抵触法である国際私法の中にそれが当然に反映するということには性質上ならないわけです。むしろ国際私法の論理を動かしていく中でどういう方法論なり問題意識を持っているかということだと思っております。さきほど、江川先生の時代までは、国際私法学者は三人しかいなかったと言ったわけですが、これらの明治大正時代の国際私法学者の理論には、大なり小なりナショナリスティックな傾向があったといつてよいと思います。それに対して江川先生が強くインターナショナルリズムといいますが、国際主義という基調を確立された。それがぼくは江川先生が国際私法学の方法論の領域において果たされた最も大きな転換だと思っております。先生が論じられた主題は、先ほどの「国際私法に於ける法律関係の性質決定」から始まりましてたくさんありますけれども、そのどれにも日本の現実の社会の中で著しく問題になっているとか、そういう意味での生ける法の探究ではないわけです。ただ、理論的に興味のある問題で、まだ先人がやっていない、一応自分もやる、そこでのメスの入れ方が非常に普遍主義というか国際主義的だという

ことなのです。ただ、実証的研究ということとの関連では江川先生の比較法学への関心ということを除いて、先生の方法論を語ることはできないでしょうが、これはむしろ私は、ラーベルなどの影響ではないかと考えています。

山口 最初の論文から国際主義を發揮しているわけですか。

沢木 昭和二年のこの二つの論文ではかなり純粋に論理が追求されているような気がします。国際私法の論理というのは一つ間違えると数学みたいになってしまう危険があります。そういう数学的なアプローチというものに陥らないためのものとして、国際主義に比較方法というものが大きな役割を果していたように思います。

竹下 その江川先生の国際主義を基調にされた上での戦後と戦前の転換、先ほど社会的な条件とか政治的な条件ということが言われたわけですが、それと同時に江川先生御自身の研究上の発展というか、それからくる面もあるのではないのですか。最初のころは基礎理論みたいなことをがっちりやられて、それからだんだん応用の面に移っていくというのは、ちよつとこの「法学周辺」一二号の巻末の江川先生の研究業績表で見ると題名だけだからわかりませんが、戦争中、

たとえば昭和十九年に「仏印に於ける原住民の適用法規」〔法学協会雑誌六二巻四号〕とか、それから十七年、十八年ごろに「敵産管理法」〔国際法外交雑誌四一巻三号〕「敵産の処理」〔同上四二巻五号〕「敵性工業所有権の処理」〔国際法外交雑誌四一巻一二号〕というふうな、相当プラクチカルな問題を取り扱った論文を発表しておられるわけです。ですから、そういうところから見ると、国際法的処理を必要とするような事実が起こってきた場合には、それをいち早く取り上げて法律的に説明するというふうな関心のあり方というのは必ずしも戦後だけの現象じゃなくて、その前から出てきている。

山口 それから、プラクチカルな問題を積極的に取り上げるといふ、先生の研究上の進展には、一つには戦争という契機があるとともに、もう一つには、先生の研究歴というか、年齢というものも結びついてるように思われるのです。昭和十七、八年というとき、先生は四十ぐらいでしょう。四十年代になられる前まではきわめて純理論的なものに打ち込んでおられて、先生が四十代になられたときに、世の中は戦時態勢に入った。そうした情勢の中で、先生はいやでもおうでも実際的な問題にタッチしていかざるを得なかったのではない

か。戦争を契機にして、どこの国でも純理論的な研究というものはやはり停滞したと思うのです。日本の場合も同様で、さらには、先生が従来使われてきた各種の外国の文献が日本に入ってくるのをやめるといった状況になると、最初からアンチ・ナシヨナリズム、国際主義というものを基礎にして先生が研究を進められてきただけに、資料不足に悩まれたということもあったと思うのです。ちょうど年齢も四十代で、法律学者も四十代になると、多かれ少かれ実際的な問題にタッチせざるを得ない年齢でもあるし、竹下さんが言われたような一連の作品がそうした状況の中で生まれてくることになったというふうにも考えられる。理論的探究から、その実際の適用の領域への、そうした先生の御研究の転換というか、進展は、客観的にみると、いろいろの意味でかえって幸いだったのではないかという気が私にはするのですが……。

大木 私もいまそういうふうに感じておったのです。つまり二十代、三十代の理論的な蓄積を経て、そうして実践の問題が四十代あるいは五十代になって非常に大きなかたち、大量なかたちで出てきた。それは国際私法学者として不幸中に幸いを得られたといえるのでしょうかね。

山口 ぼくらが知り得る限りでの先生の御気質とか、先生

の過ごしておられた生活環境みたいものから想像すると、戦争という契機がなかったら、四十代の初期に思い切りよく実際問題の中へ入っていくという事はなかったのではないかと、ということも考えられるのです。四十代をずっと通してもっぱら純理論的な研究に打ち込まれて、実際問題についてはあまり関心をお持ちにならないというようなこともまったく想像されないことではないのですね。いま大木さんが不幸中に幸いと言ったけれども、まさに禍転じて福の感が私には強いのです。戦争が先生の御研究の途にいやううなしにある一つの転機をつくった。それは、先生の学問的蓄積を実際問題の処理のために排出させる転機であって、それが五十代というか戦後になって、先生が学界においてばかりでなく、著作権の審議会をはじめとする実務の世界でも示されたあの手腕の端緒となったわけでしょう。

竹下 それはどういう意味ですか。つまり戦争を契機として涉外関係的な事実がわれわれの周辺に多く起こってきたときに……。

山口 各種の実際的な問題に対してわりあい抵抗なくすんなりと接することができたばかりでなく、さらには積極的に対応するということもいとわれない。とかく、もっぱら

ら純理論的な領域で学問をしているときに、いきなり実際問題を扱えと言われると、どうしてもひとはショックを受けるというか、抵抗を感じることはあると思うのです。それが先生の場合にはたまたま戦争が——戦争はみんなにとってあまり幸いなことでなかったにしろ——実際問題に対処すること、を強制し、そこで新しい経験を積むのを強いることによって、先生の学問の生活の上ではかえっていい面に、いい形でもって働いたこともあるように思うのです。

大木 その点は同感ですね。

高橋 戦後は、実際問題と関連のあるものが多いわけですか。

沢木 そうでないものもあるのじゃないですか。

高橋 たとえば……。

沢木 反致論、場所は行為を支配する問題、それから国際私法における取引保護主義、不法行為についての我妻還暦記念論文、久保先生の還暦記念論文にお書きになった連結点、これらの多くは具体的な事例に基いたというより理論的な問題ですから……。

高橋 理論的な面においては、別に戦前と戦後で特に変わった……。

沢木　　ということはないのでないでしょうか。

竹下　さっき沢木さんは、国際私法の場合には民法におけるように、必ずしも生ける法とかなんとかという問題の関心が直接には反映してこない……。

沢木　　しにくい。

竹下　それはそのとおりだろうと思うのですが、ただ、いまの話にのぼった「不法行為に関する法例の折衷主義について」〔我妻先生還暦記念論文集・下巻〕とか、そういう問題を扱う場合においても全く数学的な論理だけでいく人もあるだろうし、あるいはその実際社会に対する影響とかそういう方面を重視して問題の処理をされる人もあるだろうと思うのです。そういう意味では少し民法なんかよりは幅を広げて考えれば、先程、高橋さんの言われた末弘先生流の方法論の影響などもあるのではないのでしょうか。

沢木　　そのあらわれ方が江川先生の場合に、比較法主義とあるいは国際主義といったような形であらわれてきたわけなので、要するに国際私法上の正義というものを考えるときどこに価値基準を置くかという問題に対して、比較法的に最も妥当なあり方とか、あるいは国際主義的な観点から最も妥当な抵触規定のあり方とか、そういう方向であったと思いま

す。だから、戦後の論文で理論的なものを扱われたものでも全部その基本線はくずれていないと思うのです。

高橋　国際主義的というのは、国家主義的でないという意味ですか。

沢木　　そういう意味です。

高橋　そうすると、国際主義というのは否定的な概念なので、実際にある準拠法を決定する場合、つまりA国法かB国法かという場合に、国家の威信といったものは考えに入れない。そこでA国法のほうがいいという判断をするときに、いったいなにが、その根拠になるのか。すると実生活の上でこちらを適用するほうが正義にかなうんだというような考えがそこに入ってくる余地があるのではないですか。

沢木　　あり得ると思いますね。

高橋　　そこであまりドグマティックな判断を加えないで実質的にどちらが妥当か、ということをいろいろ検討してみることになる。ぼくは学生時代江川先生の講義をきいたわけですが——あらかた忘れてしまいました——考えてみると、個々の問題に対する江川先生の判断のしかたというのはいまいったような意味で非常に実質的な判断だっように記憶しているのです。そういう点で、さっきぼくが言った大正十

年ころからの一般的な傾向がある意味で働いているのではないかと、そう考えたのですがね。

沢木 あるのかもしれないのです。だけれども、ただ国際私法の場面で実質的に見るということは、たとえばA国法かB国法かといっているとしてもしようがないので、イギリス法あるいはフランス法が出てきて、それを適用してみたらどうなるかということだと思ふのです。フランス法を適用してみたらばこれは非嫡出子になってしまうとか、ドイツ法を適用してみたらこれは嫡出子になるという答えが出てみて答えを見てから、ではやはり嫡出子にしたほうがいいからドイツ法を選ぼう、そうやってきて初めてドイツ法を選べという議論が出てくるわけです。そうすると、ドイツ法を選ぶためにはどういう国際私法の論理が必要かということになってくるわけでしょう。ですから、最後の答えを頭の中に置いて国際私法の議論をしようと思いますとどうしても無理が出てくるわけですね。

高橋 ぼくが言うのはそこまでではないのです。

沢木 その前の段階でしようとした場合に一体どういうアプローチが可能かという問題だと思ふのですが……。

竹下 たとえば全くしろうとの思いつきだけでも、国際

的な取引慣行というようなものがもしあったとして、それを非常に重視する考え方で問題を解決していこうというような点はないのですか。

沢木 「移動中の物」という論文は私が読んでいない論文の一つなのですが、江川先生は比較的そういう領域の問題については書いておられないのです。

山口 国際私法の個々の問題について語る資格は私にはありませんが、学問の仕方というか、いちばん基本的な先生の立場と想像されるものについていうならば、先生は非常に幅広くその問題についてのさまざまな主張と根拠を示されて——御自分の主張とはおそらく相容れないものも含めて——、そのあとで自分はこの解決をとるといふ形をいつでもとっておられたように私は思うのです。自分の都合のいい論拠だけを引き合いに出すということはなかったと思うのです。例のイランの国有化の問題についての先生のお考え〔比較法雑誌二巻二—四合併号〕をみても、こうした国際的にもまだはつきりされていない問題を扱うときに、アメリカとかフランスとかドイツとか、さまざまに対立する意見を仔細に示されたあとで、これらの主張と論拠の中で自分はこれこれの主張をもっとも妥当と考えるというふうに述べておられ

る。いわゆる国際主義的といわれる先生の立場は、そこにこそいちばんはっきり示されているという気がするのです。

沢木 あるいは比較法的といっていいかもしれませんね。

江川先生の場合は、実証的な研究というのは具体的には比較法という形をおとりになったのではないのでしょうか。

それと国際主義がつながったという感じが私は非常に強いのです。さて話題が変わりますが、幸せなことに、ぼくたちは、論文になっていない先生の御意見をいろいろ伺っているわけです。さきほど戦争中に書かれた論文が話題になっていたわけですけれども、これはおそらく紙の配給とかいろいろな事情でこんなものしか印刷にできなかったのです、この時期に江川先生が実質的にしておられた勉強というのはまた別のものがあつたように思うのです。これはかなり専門的な議論になりますが、一つだけ申しあげておきますと、債務の相続ということがあります。日本では債務もまた相続されるわけです。ところが、英米では清算主義がとられていて、一種の会社の解散のような形で相続が行なわれる。そうすると、イギリス人がイギリスと日本に不動産を残して死んだ場合に一体その相続をどのように規律すべきかという、非常にむずかしい問題があるわけです。江川先生の教科書を見ても、先生が

長年その問題を考えておられたということは全くうかがえないのです。しかしちゃんと先生は問題を知っていらっしやうた。そういうことはいろいろな問題についてあるわけです。ぼくらがいわゆる耳で教わっている領域です。

大木 そういうことは東洋大学の早田さんも、「江川先生が書かれた有斐閣全書の『国際私法』をよく読んでみると、これは実に含蓄がある。いろいろなことを考えにおいて書かれたのだろう。」などと言っておられたように記憶しております。

沢木 江川先生はどちらかというところひらめき型の学者だったと思うのです。だから質問なんかに行くと実に適切なアドバイスがずばっとくる。自分はその問題については書かなかつたけれどもこうなんだよというような、そういう教訓を得た人というのは非常に多いと思うのです。

高橋 そのかわりよけいなことをしゃべったり書いたりしない。非常にクレールなんです。

大木 さっき山口さんが比較法的にじっくりやっておられる判断を出されたと言われたでしょう。そのことといま沢木さんの言われたこととちよつと違うような感じがするかもしれませんが、それとこれとは非常に調和しているので

す。あの先生の適確な判断の背後には深い思索があったのでしょうね。

山口 それはほんとうです。先生は外国の主張や論拠を引かれるときにあたかも自国の主張や論拠を引くがごとくほんとうにすいすいと引くのです。あの主張や論拠はほんとうにこなれているのだな。われわれだったら外国の主張や論拠を引くときにはおのずと、なにかしら筆があらたまりますよ。

先生の論文を読んでいると全然あらたまっていない。ことばの間にさっさと外国の判例、外国の学者の言っていることばが何の不自然さもなく、あたかも日本語をしゃべるがごとく入ってくる。先生はほんとうに外国の文献をこなしておられたと思いますね。

大木 私はよくそういうのを読んでおられたと思うのです。

山口 ほんとうにふしぎですよ。

大木 何か普段遊んでおられるようだったでしょう。

山口 先生はいつ勉強されたのかわからない。

竹下 戦前から戦争中の蓄積がものをいっているのではないかな。

山口 ぼくらが知ったのはかなりあとですからね。まった

く、いつ勉強されていたのかね。

大木 沢木さんに聞かないとわかりませんね。

沢木 江川先生はたいへん勉強家ですよ。

高橋 比較法の講義案だっていたいしたものですよ。

大木 私がドイツに行っている間、つまり一九六四年から六年にかけて、立教大学の比較法原論の講義を代わっていただいたのですが、その講義案を拝見しますと、それが非常に詳細で、いろいろな人の学説が引用されているのです。

高橋 それこそいま山口君が言われたように、自在に外国の文献が引用されていて、それがちゃんとこなれているのですね。

沢木 だから、国際私法から少し領域を広げていっても、

たとえば比較法の論文が江川先生に幾つあるかというような見方をした場合に、江川先生が日本の第一級の比較法学者であったようにしては、論文の数はあまりにもおさびしいのです。はつきりそう言っていると思うのです。それにもかかわらず、みんなが第一級の比較法学者だったと言っていたという事実もあるわけです。フランス法の領域についても、野田先生をはじめ一流のフランス法学者がみんな江川先生は第一級のフランス法学者だと言っておられますが、それでは江川先

生がフランス法について書いた論文が幾つあるかということになれば、これはよりよいものでしょう。

山口 だから江川先生の場合には専門領域は国際私法といえますけれども、国際私法そのものが江川先生の中では比較法になっているので、だから国際私法の論文の非常に多くの部分がそのまま比較法の論文なのです。

竹下 ぼくもそう思います。つまり江川先生の場合には、国際私法だからといって法例の解釈論だけをやっているのではなくて、その解釈論を打ち出す基礎として、外国の実定法なり判例なりというのを非常に精密に検討されておられるのです。つまり比較法の論文という場合に、比較法プロパーの論文というのを比較法原論の論文としてとらえれば非常に数が少ない。だけれども、比較法的方法を使った論文ということになれば非常にたくさんあるということですね。

大木 だから江川先生はよく国際私法学者は比較法をやらなければいけないとか、比較法学者でもなければならぬなどとおっしゃっていましたが、それから比較法学者は国際私法をやったほうがいいとおっしゃっていただけです。

竹下 それは逆に言うと、国際私法というような領域は比較法的な視野を持った人でなければやれないということですよ。

よ。

大木 ところで、先ほど比較法プロパーの論文が非常に少ないと言われたでしょう、それはそうなのですが、江川先生は昭和三十年から東大を退官されるまで東大の大学院で比較法原論ゼミナールを担当されたのです。その後立教大学に移られてからも大学院で比較法を担当されたし、私の留学中の二年間ほどは学部で比較法の講義をして下さったわけですが、その間に何か書こう書こうと言ってはおられたのですが、ついにそれを実現されなかったことは、非常に残念なことですね。

山口 比較法的方法を使って学問をやっている人にとっても、日本では、いわゆる比較法プロパーの論文というものは、なかなか書きにくいのだよ。自分自身では比較法的方法で学問をやっているがね。なぜかという、日本では比較法と呼ばれる法の分野が少し狭い。外国では江川先生の論文なんか、これはりっぱに比較法の労作の分野に入ります。

大木 実際外国には、たとえば、ドゥロワ・シビル・コンパレとか、ドゥロワ・コンステイチュション・コンパレというような講義がありますが、その内容は民法プロパー、憲法プロパーの講義なのです。その意味では、比較法の領

域は非常に広いものなのです。しかし江川先生が一面では比較法原論に対して強い関心を示していらっしやったことは事実です。先程も申しましたように、それについて何かまとまったものは発表されませんでしたけれども、ゼミナールの時や日頃お話を伺う折に先生のお考えは自ら明らかにされておりました。一番はつきりしているのは、先生の書き残された講義案です。何ごとにつけても極端なことは嫌っておられませんでしたので、比較法の原理についても先生は中道を行く立場をとっておられたようです。元来比較法には、サレイユ、ランベール、レヴィ・ユルマンらの理想主義的・普遍主義的傾向と、それからニボワイエ、ガッタリッジ、ダヴィドの現実主義的或いは歴史主義的な傾向とがあるのですが、その点で江川先生は、サレイユから杉山直治郎先生の線にいらっしやったと思われます。しかし現実主義者達の考え方も十分にくみとっておられたことも確かです。先生はパリ大学で一九三三年から四年にかけてのニボワイエの比較法の講義を聴かれたはずですが、そこで受けられた影響は確かに大きかったと言えるようです。ただ、ニボワイエは比較法に対して普遍的法の創造という役割を否定しておりますし、比較法は結局のところ国内実定法学の補助的部門として法学的教養の育成を主

たる目的とすると考えたのですが、これに対して先生の場合には、法の統一とか普遍法の創造が望ましいとか必要だという問題については、比較法が大いに活動すべきだと考えておられたようです。そして比較法の作用領域を国内法学の分野に限定する必要はないし、それどころかそもそも比較法を共通法の創造とか法学的教養を養うとかいう単一の目的にだけ奉仕するものと考えする必要はない……というようなお考えだったようで、このことは私もまったくそうなのだと思います。題を扱っておられますが、長々と話しすぎましたのでここで話を前に戻しますと、比較法の領域は確かに広いので、原論的或いは方法論的なものから、パリ大学で行なわれているような「現代世界の大法系論」のような方向にも発展したり……。

山口 逆にきわめて技術的な問題についての解決を示すにあたって、比較法的方法を使う。たとえば労働法のほうだつて、今日の労働法が大体どういう方向に進んでいるかを見きわめる場合に、ある一国の、ないし自国の法だけを扱っていたのでは方向が確かにはわからないのです。そのために多数の国の法を比較しながら、そういう中で基本的な法の方向

をつかんでいくわけです。そうして、その方向に照して、自国の非常に技術的な問題の解決にも役立たせる。だからその意味で実定法はきわめて比較法的な基礎に立っているわけだし、またそういう形で新しい学説も出る。江川先生は早くから国際私法の領域でそのことをやっておられた。そこで江川先生が国際私法学者でありながらも比較法学者であり、かつ日本における一流のフランス法研究者であられたということになるわけでしょうね。少し変な言い方ですけども、江川先生の作品は安心して読める。それは個人的な感覚だ、といってしまうえばそれだけの話かもしれませんが、日本の学者がとすればおちいりがちな、重箱の隅をほじくるような議論は先生はなさらない。ずばっと事の本質をとらえて、よけいなことを言わない。各国の論拠を完全にこなされ、必要なことにまとめられて非常に洗練されたスタイルでずばりとおっしゃる。それが読む者に安心感を与えるのじゃないか。そんな風に私は感じていたのです。それからこれはあまりひとは言わなかったようですが、私は江川先生の文章は名文の一つのタイプだと思うのです。野田先生が江川先生について「極めて洗練された精神の持主であり、田舎臭さというものは微塵もなかった。」と書いておられるのですが、

先生の論文はそのことを如実に示していると思うのです。ほんとうに洗練された文章だなあといつでも私は感じ入っていました。

竹下 それは言える。気どったようなところとか、しいて持って廻ったような言い廻しというのは全然ない。

大木 明快さを尊ぶという意味で、フランス的表現方法なのかもしれないね。

関連領域——国際民訴など

沢木 川上太郎先生という江川先生と同年代の先生が、最近一連の労作を発表されて、先生なりに国際私法説史を試みられています。まだ存命中の方の評価はなされていないのですけれども、ちょうど江川先生が物故された後のことであり、そこでは江川先生の評価もなされています。国際私法プロパーの分野についてのことは別にしまして、その中で江川先生の位置づけとして大きく評価されているのは、国際民訴をはじめ関連領域への非常に大きな目配りがあげられているわけです。大きくいって三つのことがこの書物では書かれています。一つは、江川先生の持っていた国際主義、これはさつき話題に出ました。それから、第二に理論的な深まり、こ

れはちよつと専門的になり過ぎますけれども、非常にむずかしい国際私法の理論的な問題のほとんどすべてが江川先生によって日本に紹介されていると言つていいと思うのです。いまになってみて具体的に日本で涉外事件が発生し、その応用問題が出てきていますが、江川先生の教科書を見てみると示唆があるという感じですが、そして、川上先生があげている第三の特徴として、国際民訴の領域というのがあるわけですが、一言竹下さんから伺いたいと思いますが……。

竹下 具体的に江川先生が取り上げられた国際民事訴訟法上の問題というのは、外国判決の承認の問題と裁判管轄権の問題ですね。外国判決の承認の問題については、江川先生は三つくらい論文を書かれておられるわけです。一番初めに法学協会雑誌に書かれた「外国判決の承認」〔法学協会雑誌五〇巻一〇号〕というのがあり、それから国際法外交雑誌にかれた「外国判決承認の要件としての裁判管轄権」〔国際法外交雑誌四一巻二号、三号〕というのがあり、それから戦後「立教法学」に書かれた「外国離婚判決の承認」〔立教法学一〇号〕というのがありますね。外国判決の承認に関する日本の規定というのは民事訴訟法の中にあるわけですが、これも（民訴法二〇〇条）、民事訴訟法学者は必ずしもこの規定に強

い関心を寄せてはいないのです。おそらく江川先生が一番初めに、この「外国判決の承認」という論文を昭和七年に発表された当時、民事訴訟法学者のほうからはまだ特に注目すべき業績というか研究はされていなかった。それから国際私法の領域からおそらくなかったといつていいのだろうと思うのです。その当時にこの問題を取り上げて、しかも一方で立法論の形でいろいろな具体的な提案をしながら、他方では解釈論領域でそれを生かして立法の欠陥を除こうとされていたわけです。その「外国判決の承認」という一番発端になった論文から察せられるところは、江川先生はここでも国際主義的な立場ということを非常に考えておられるわけですが、かといつて全面的にそっちに行つてしまつて、日本の実定法から離れてしまうというところでは行かないのです。やはり解釈論の領域では一歩というか半歩進めた領域にとどまつておられるというのが、やはり江川先生は比較法学者として外国法についてのいろいろな知識、造詣が深いといわれると同時に、法解釈学者としても非常にすぐれておられたという点であると思うのです。

大木 その点全くそのとおりで、さきほども申しましたが、比較法とか国際主義といつても、あの先生の場合には、

決してユートピア的な国際主義とか共通法というものを一面的に振り回されているのでは毛頭ないのです。だから、国内法のことはいつでも念頭において理論を立てていかれたのではないかと思われます。

高橋 判例批評もずいぶんありますが、そういうものはどういうふうに感じられますか。

沢木 一方で理論的に解明しなければならぬ問題についてはあくまでも理論的な追求をされたと思いますが、他方で現実的な問題の処理や、妥当な解釈論への必要な場面においては、柔軟な立場をとられていたように思うのです。

竹下 それを具体的に「外国判決の承認」の問題について言うと、江川先生は、相互主義、相互の承認という問題については、自国の利益を過度に要求して、向こうが認めなければおれのほうも認めてやらないというようなどころからくる硬直性というのをなるべくやわらげようとされます。すなわち、執行を予想しない身分関係に関する外国判決については相互の保証という要件を外すとされます。しかし、それと同時に、他方では、日本の国際私法から見て日本法が準拠法になるべき場合であるにもかかわらず、それを日本の立場から見たら誤って外国法を適用してでき上がった外国判決と

いうものは、ことに日本人に関する身分上の判決の場合には、その承認を拒否すべきだということを言っておられるわけです。それから、これは、江川先生の国際主義とは一応別のこととなりますが、江川先生が戦後「立教法学」に書かれた「外国離婚判決の承認」という論文にも一寸触れますと、江川先生は、先程の法学協会雑誌の論文の中でその所在だけ指摘されていた、身分関係に関する外国の形成判決の承認という問題を、この「立教法学」の論文で正面から取り上げられたわけです。ここで、先生は、まず、一応、実定法上の規定を離れて、問題を国際私法の理論から考察するとされ、そうして、その立場から、外国離婚判決の承認のためには、当該外国離婚判決が我が国の国際私法の指定する準拠法によってなされていること、および、その離婚判決をした外国裁判所が国際裁判管轄権を有していること、との二つの要件が必要となると結論されています。ここで、我々訴訟法学者にとりまして興味深いのは、右の二つの要件の中の、準拠法の要件の理由付けとして述べられているところです。すなわち、江川先生は、「離婚の準拠法はいかなる方法によって離婚がなされるかの問題の決定にも適用されるべきものと解すべきであるから、その離婚の準拠法上認められる裁判所の判決に

よる離婚の効果は法廷地においても当然認めるべきである。けだし、法廷地の国際私法はその指定する離婚の準拠法に、いかなる方法によって離婚をなしうるかの問題の決定をも委任しているとみるべきであるからである。」と述べておられますが、これは、結局、離婚判決を私法上の法律要件と同じに見ているということになるだろうと思います。このように、国際私法の立場からは、形成判決が実体法上の法律要件と同じ性質のものとして把握されるというところが、訴訟法学者の眼には興味深く映るわけです。ところで、国際民事訴訟法上のもう一つの問題である裁判管轄権のほうについては、沢木さんいかがですか。

沢木 この「国際私法に於ける裁判管轄権」という論文は、ぼくはまだよくわかっていないのだと思っています。というのは、この論文は何度も読みましたし、あちらこちらで引用した論文なんですけれども、いわゆる旧制博士の廃止に当って、江川先生がこの「国際私法に於ける裁判管轄権」という論文を自分のドクター論文として選ばれて東大へ提出されているわけです。ぼくはそれまでは江川先生の学問の経歴の中で一つの業績というふうにはしか見ていなかったわけですが、江川先生があえてこの論文を自分のドクター・テ

ーゼとして選んだということは、これはまた違った意味を持ってくるのではないか。ぼくはそういう意味ではまたあらためて読み直さなければいけない論文だと思っています。ぼくはまだ読み込んでいないということだと思いますけれども、確かに日本においてはこういう裁判管轄権というような問題を論じた最初の論文ですし、比較法的にも諸外国の立法例を紹介されながら、しかもどの特定の外国法に依拠するというのでもなく、自分自身の理論的な立場をはっきりしておられるという意味ですぐれた論文であるのでしようけれども、それ以上に特に江川先生がなぜこの論文をということになるかとぼくもまだわからないのです。「国際民事訴訟法学の日本に於ける発展」という中では、これは最も初期のしかもすぐれた論文だと思うのですが、それ以上の評価ということになると、ぼくもちょっとわかりませんね。

国際学界における活動

高橋 江川先生の国際学界などでの活動の面に移りたいと思います。

沢木 江川先生の学問的であって、著書、論文という形で表現されないような領域での活動ということになると、大き

く言って三つにまとめられると思います。一つは専攻分野の
関係もありますけれども、国際的な学界における活動、それ
から国内の学界活動はあたりまえのこととして、国内におけ
る立法活動、これが特におなくなりになる直前まで努力され
た著作権法の改正のための著作権制度審議会の会長として
お仕事、あるいは法制審議会の部長としてのお仕事、その
三つあたりになってくると思うのです。国際学界のほうはば
くは全然わからないのですが、大木先生いかですか。

大木 大体先生が国際的に活躍される素地をつくられたの
はおそらく助教授になられた直後でしょうかね。その頃フラ
ンスやドイツに留学されたのですが、よく江川先生も言って
おられたように、当時はレーワルト (Lewald) とかマルチ
ン・ヴォルフ (Martin Wolff) とかラーベルとかが活躍して
いた国際私法の黄金時代だったのです。そのころそこで勉強
されたことがやはりそうした素地の一つになっているのでは
ないかと思われませぬ。実際に国際的な学界で活躍されたの
は一九五〇年代からです。昭和二十五年にローマの私法統一
国際会議と、ロンドンの第三回比較法国際会議に出席されま
した。この比較法会議の決議は、高橋さんが江川先生と御一
緒に翻訳されましたね。三十一年になると、ドゥブロボニク

での国際法協会第四十七回会議、バルセロナの法律学国際協
会第一回比較法国際会議、ハーグでの国際私法会議に出席、
それから三十四年に私法統一国際協会理事会とか、もうしょ
っちゅう行っておられましたね。

山口 戦後外国へ国際会議に出られた回数だけからいつた
ら法律学者では江川先生が一番多い。

大木 同時に、ここでは、国際法学会アンステイチュ会員とか比較法国際
アカデミー正会員という資格でも活躍されたのですが、その
種の会員に選ばれることは国際的な学者仲間の間では大変な
名誉とされているのです。それから先生は、そのような国際
会議などに出られて非常に多くの国際私法学者とか比較法学
者と親しくしておられましたね。

竹下 それは江川先生の還暦記念のために、十三人の諸外
国の学者から論文が寄せられて、外国語の還暦論文集の方が
先に出してしまったということからもうかがえるわけです。私
はこれに寄稿しておられるフラギスタス (Fragistas) とい
うギリシアの比較法の先生とケルンで知り合いになったので
す。ちょうど江川先生がなくなられたあたりのものですか
ら、江川先生がなくなられたということをお話したらフラ
ギスタス教授は既にそのことを知っておられて、非常に残念

なことをした、ハーグの国際会議のときに初めて知り合い、その後も親しく交際していたのだということを書いていました。

高橋 実に交遊の範囲は広がったのですね。

山口 戦前から外国の学者と交遊があったのではないかと思うのです。というのは、昭和二十五年のロンドン、ローマの会議に出られたときに、すでに外国に知人がおられたということを言っておられたから……。

大木 あれは日仏会館のジュオン・デ・ロングレー (Jonon des Longrais) さんとか、それから……。

山口 いやいや、ジュオン・デ・ロングレーさんなんか国際私法の領域ではないもの。国際私法プロパーの領域で。

大木 すると留学されたころのことかな。カイザー・ウイヘルム研究所 (今のマックス・プランク研究所) には当時バリンダス (Vallindas) かフラギスタスか——或いはバラダオ (Valladao) かもしれません——とにかくそういう人々が助手を勤めていたとおっしゃったことがありますから、きっとそれですね。とにかく外国の学者と親しくされたことは、私達にもはなはだ都合なことでした。江川先生の話がでるとなんとなく和やかな感じになるのですね。キール大

学で比較法学会があったとき私は初めてラインシュタイン (Rheinstein) 教授にお会いしましたが、そのときも丁度そんな具合になって親しくお話しすることができました。そういう意味での後進に対する目に見えない貢献も大きいですね。

沢木 ぼくはあらためて、江川先生はほんとうに早くなくなられてしまったという感じがするのです。というのは、江川先生がそれだけの名望を得られる前に、欧文で発表された論文というのはないのです。ということは、江川先生の学殖がいわゆる活字の形で外国の学者に評価されるチャンスはなかったわけです。といって、先生の御人柄だけに求めるわけにもいきません。国際学界は決してそんな甘いものではないと思うのです。そうすると江川先生が国際会議や、その他のろいろの場で発言してこられたことがいつかは重みを加えたと考えられるのです。それだけの内容を持った方だったわけです。どういう発言が、それぞれいまままで名前が出たような外国の学者の間で、日本の一学者の声価を上げさせたのかわかりませんが、ぼくでも、先生のお話を伺っていて活字になっていない学問というものをなにか感じていたのです。ところが、ごく近年著作権法の書物を書こうかなということをお

っしやったことがあるのです。この「法学周辺」の中で鈴木先生が「万事控え目だった江川さんが、歳とともに積極さをとみに加えた」ということを書いておられますが、これはいろいろな場面で思い当たるのですけれども、ほんとうにそう思うのです。ぐんぐん仕事の領域を広げておられて、それまでどちらかといえば慎重で、発表をされることの少なかった先生がやっと仕事を始められたというときに、なくなられてしまったという感じが非常に強いのです。

大木 その意味で、三十代、四十代に戦争があったことを非常に残念がっておられましたね。もちろん口に出して慷慨されることもありませんでしたが、折に触れて語られるおことばの端々にふとそれを感じさせるものがありました。だからもうちよつと平和な時代であったなら……とも思いますが、いまさら言ってもしょうがないことでしょうね。